

# 情報公開規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人一宮青年会議所(以下「本会議所」という)における情報の透明性及び説明責任の重要性に鑑み、本会議所定款第10章第67条に基づき、情報を公開する際の、その内容の取り扱いに関する事項を規定する。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) ホームページとは本会議所が定めるサーバー内にある一般社団法人一宮青年会議所のホームページをいう。
- (2) 会員とは本会議所定款第2章に定める会員をいう。

## 第2章 情報公開の対象

(公開の対象)

第3条 情報公開をするにあたり、本会議所の有する次に掲げる文書をその対象とする。

- (1) 定款及び諸規程
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 財務資料
- (4) その他運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公開の原則)

第4条 個人情報とは原則として公開しない。ただし、情報公開責任者が必要と判断した場合においては本人の同意を前提に公開するものとする。

## 第3章 情報公開の方法

(公開の方法)

第5条 情報の公開は原則として本会議所のホームページ上で行うものとする。

2. ホームページ上に公開している情報以外の情報に関して、本規程第11条に定める開示請求があった場合は印刷文書または複写資料により情報を公開することができる。
3. 本条第1項の定めにかかわらず、本規程第7条に定める情報については、その他の広報媒体を通じて公開することができる。

(著作権)

第6条 本会議所のホームページに掲載された情報の著作権はすべて本会議所に属する。

## 第4章 責任者及び責任範囲

(責任者)

第7条 理事長は本会議所の情報公開に際し、本会議所の定めるサーバー内にある本会議所ホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にともなって公開された全ての情報について責任を負う。

2. 理事長はこの規程に定めるもののほか、情報公開に関する定めを規定する必要がある場合、別途規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。

(責任者の任命)

第8条 理事長は、情報公開の適正運営を図るため、広報を担当する委員会または局の副理事長若しくは室長に理事会の承認決議をもって情報公開責任者として任命することができる。

(情報公開責任者)

第9条 情報公開責任者は理事会の意見を採り入れながらホームページ上での情報公開の指揮を執り、開示請求があった場合理事長承認のも速やかに情報を開示しなければならない。

第10条 ホームページ上に既に公開されている情報について会員から修正・削除要求があった場合、理事会の決議を行う。

2. 理事会決議において総議決数の過半数の議決があった場合、情報公開責任者は要求の部分を速やかに修正・削除しなければならない。

## 第5章 情報開示請求

(情報公開請求)

第11条 情報公開責任者は国内外問わず全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。

(請求窓口)

第12条 情報開示請求の窓口は、原則として一般社団法人一宮青年会議所事務局とする。

(情報の非開示)

第13条 情報公開責任者は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員のプライバシーを侵害する恐れがあると判断した場合は、理由を明示して開示請求情報の全部または一部を非開示とすることができる。

(費用の請求)

第14条 情報公開責任者は、情報開示請求に関し、郵送料・複写料等の費用が生じた場合、情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

## 第6章 雑則

(改廃)

第 15 条 本規程の改廃については理事会の決議による。

#### **附則**

1. 本規程は平成 25 年 1 月 16 日より施行する。
2. 本規程は平成 25 年 12 月 20 日改正し、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。